



# 埼玉県報

第260号  
令和3年(2021年)  
11月12日  
金曜日

## 目次

### 告示

- 埼玉県療育手帳制度要綱の一部を改正する告示（障害者福祉推進課）
- 大規模小売店舗の変更に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の変更に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の変更に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 保安林の指定の解除予定（森づくり課）
- 県営土地改良事業下八間堀地区（農業用排水施設整備事業）計画の決定及び計画書の写しの縦覧（農村整備課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- さいたま都市計画道路事業の事業認可（道路街路課）
- 雨水流出抑制施設の告示（河川砂防課）
- 坂戸都市計画道路の変更の案の縦覧（都市計画課）
- 埼玉県証紙指定売りさばき人の指定（出納総務課）
- 県道勅使河原本庄線の供用の開始（本庄県土整備事務所）
- 県道利根川自転車道線の区域の変更（熊谷県土整備事務所）
- 県道利根川自転車道線の供用の開始（熊谷県土整備事務所）
- 開発行為に関する工事の完了公告（川越建築安全センター）

# 告示

## 埼玉県告示第千二百五十二号

埼玉県療育手帳制度要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和三年十一月十二日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県療育手帳制度要綱の一部を改正する告示

埼玉県療育手帳制度要綱（平成十四年埼玉県告示第千三百六十五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「知的障害者等」を「知的障害（知的機能の障害が発達期（おおむね十八歳まで）にあらわれ、日常生活に支障が生じているため、何らかの特別の援助を必要とする状態にあるものをいう。）がある者（児童を含み、以下「知的障害者」という。）等」に改める。

第二条中「（知的障害児を含む。以下同じ。）」を削る。

第四条に次の二項を加える。

- 知事は、申請者が、第二項に規定する審査に必要な調査に応じないときは、相応の期間を定めて調査に応じるよう求めることができる。
- 知事は、前項の規定により調査に応じるよう求められた者が、同項の規定により定められた期間内にその求めに応じないときは、その申請を却下することができる。この場合において、知事は、様式第三号の二により理由を付して、その旨を申請者に通知するものとする。

様式第一号中「性別」を「性別(任意記入)」とし、「手帳番号」を「埼玉県第 号」

手帳番号	埼玉県第	号	交付年月日	年	月	日
------	------	---	-------	---	---	---

交付年月日	年	月	日	等級	
-------	---	---	---	----	--

注意事項  
知事が求める必要な調査に応じていただけず、情報が得られないときは、埼玉県療育手帳制度要項の規定に基づき、申請を却下する場合があります。

等級	
----	--

審査に必要な に改める。

網第 4 条第 5

す。 」

様式第三号の次に次の一様式を加える。

様式第3号の2（第4条関係）

療育手帳交付申請却下通知書

第 号  
年 月 日

様

埼玉県知事



さきに申請のあった療育手帳の交付については、下記の理由により申請を却下することに決定したので通知します。

記

理由

教 示

備考 教示は、行政不服審査法又は行政事件訴訟法の規定による教示に関する規則別記第1の1の規定による文を記載して行うこと。

## 附 則

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
- 2 改正前の埼玉県療育手帳制度要綱に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

## 告示

### 埼玉県告示第千二百五十三号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和三年十一月十二日

埼玉県知事 大野 元裕

#### 一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

PC DEPOT狭山本店

埼玉県狭山市大字下奥富字坂上五百五十一、五百十一、五百十二

#### ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）大和情報サービス株式会社 代表取締役 藤田勝幸

東京都千代田区飯田橋二丁目十八番二号

（変更後）大和ハウスリアルティマネジメント株式会社 代表取締役 伊藤

光博

東京都千代田区飯田橋二丁目十八番二号

#### ハ 変更年月日

令和三年十月一日外

#### ニ 届出年月日

令和三年十月二十八日

#### 二 縦覧期間

令和三年十一月十二日から令和四年三月十二日まで

#### 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県西部地域振興センター

#### 四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

#### イ 意見書提出期間

令和三年十一月十二日から令和四年三月十二日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

## 告 示

### 埼玉県告示第千二百五十四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和三年十一月十二日

埼玉県知事 大野 元 裕

#### 一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

グリーンガーデン武蔵藤沢

埼玉県入間市東藤沢三丁目五十七号外

#### ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）生活協同組合コープみらい 代表理事 熊崎伸

埼玉県さいたま市南区根岸一丁目五番五号 外 計十者

（変更後）生活協同組合コープみらい 代表理事 熊崎伸

埼玉県さいたま市南区根岸一丁目五番五号 外 計十一者

#### ハ 変更年月日

令和三年五月二十日外

#### ニ 届出年月日

令和三年十月二十九日

#### 二 縦覧期間

令和三年十一月十二日から令和四年三月十二日まで

#### 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県西部地域振興センター

#### 四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

#### イ 意見書提出期間

令和三年十一月十二日から令和四年三月十二日まで

#### ロ 意見書提出先





# 告示

## 埼玉県告示第千二百五十五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和三年十一月十二日

埼玉県知事 大野 元裕

### 一 届出の概要等

#### イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ライフガーデン東松山

埼玉県東松山市あずま町四丁目八番三

#### ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）株式会社カスミ 代表取締役 山本慎一郎

茨城県つくば市西大橋五百九十九番地一 外 計七者

（変更後）株式会社カスミ 代表取締役 山本慎一郎

茨城県つくば市西大橋五百九十九番地一 外 計七者

### ハ 変更年月日

令和三年五月二十日外

### ニ 届出年月日

令和三年十月二十九日

### 二 縦覧期間

令和三年十一月十二日から令和四年三月十二日まで

### 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県川越比企地域振興センター東松山事務所

### 四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

### イ 意見書提出期間

令和三年十一月十二日から令和四年三月十二日まで

### ロ 意見書提出先



# 告 示

## 埼玉県告示第千二百五十六号

次のように保安林の指定を解除する予定であるから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の二第一項の規定により告示する。

令和三年十一月十二日

埼玉県知事 大野 元 裕

### 一 解除に係る保安林の所在場所

埼玉県児玉郡美里町大字円良田字笹平一三九七番八

### 二 保安林として指定された目的

干害の防備

### 三 解除の理由

公益上の理由

# 告 示

## 埼玉県告示第千二百五十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により県営土地改良事業下八間堀地区（農業用排水施設整備事業）計画を定めたので、同条第五項の規定により公告し、及び当該土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和三年十一月十二日

埼玉県知事 大野 元裕

### 一 縦覧期間

令和三年十一月十五日から令和三年十二月十四日まで

### 二 縦覧場所

吉川市役所

松伏町役場

# 告 示

## 埼玉県告示第千二百五十八号

測量計画機関である白岡市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和三年十一月十二日

埼玉県知事 大野 元裕

### 一 測量計画機関

白岡市

### 二 作業種類

公共測量（空中写真撮影）

### 三 作業地域

白岡市全域

### 四 作業期間

令和三年十月十八日から令和四年三月十八日まで

# 告示

## 埼玉県告示第千二百五十九号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条第一項の規定により、都市計画事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和三年十一月十二日

埼玉県知事 大野 元裕

### 一 施行者の名称

さいたま市

### 二 都市計画事業の種類及び名称

さいたま都市計画道路事業三・三・百号 大宮岩槻線

及び三・三・九号 第二産業道路

### 三 事業施行期間

令和三年十一月十二日から令和十年三月三十一日まで

### 四 事業地

#### イ 収用の部分

埼玉県さいたま市見沼区大和田町一丁目、大宮区堀の内町二丁目  
及び見沼区大字南中丸地内

#### ロ 使用の部分

なし

# 告 示

## 埼玉県告示第千二百六十号

次の雨水流抑制施設は、埼玉県雨水流抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めためたので、告示する。

令和三年十一月十二日

埼玉県知事 大野 元裕

### 一 許可番号

第二〇一八―二七―二号

### 二 雨水流抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県川越市大字松郷字妙瀬町千二百六十一番一 外十五筆

### 三 雨水流抑制施設の容量

容量 三千九十二・二一立方メートル



# 告 示

## 埼玉県告示第千二百六十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、都市計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

令和三年十一月十二日

埼玉県知事 大野 元 裕

### 一 都市計画の種類及び名称

坂戸都市計画道路三・三・一号新熊谷入間線

### 二 都市計画を変更する土地の区域

#### イ 追加する土地の区域

鶴ヶ島市大字高倉字新エ門前の一部

#### ロ 削除する土地の区域

鶴ヶ島市大字高倉字新エ門前の一部

### 三 都市計画の変更の案の縦覧場所

埼玉県都市整備部都市計画課、埼玉県飯能県土整備事務所、坂戸市都市整備部

都市計画課、鶴ヶ島市都市整備部都市計画課

### 四 縦覧期間

令和三年十一月十二日から令和三年十一月二十六日まで

# 告 示

## 埼玉県告示第千二百六十二号

埼玉県証紙条例（昭和三十九年埼玉県条例第六十三号）第六条第一項の規定により、埼玉県証紙指定売りさばき人を次のとおり指定したので、同条第三項の規定により告示する。

令和三年十一月十二日

埼玉県知事 大野 元裕

一 埼玉県証紙指定売りさばき人の住所及び氏名

埼玉県川越市大字久下戸千九百四十二番地一 カームオータム南古谷二〇二号  
室

岡本 盛治

二 指定年月日

令和三年十一月五日

## 告 示

### 埼玉県本庄県土整備事務所長告示第六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和三年十一月十二日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県本庄県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年十一月十二日

埼玉県本庄県土整備事務所長 飯塚 雅彦

<p>勅使河原本庄線</p>	<p>路 線 名</p>
<p>本庄市小島四丁目七八七番一地先か ら同市小島一丁目一四九九番一地先 まで</p>	<p>供用開始の区間</p>
<p>令和三年十一月十二日</p>	<p>供用開始の期日</p>
<p>平成二十五年十月四日付け 埼玉県本庄県土整備事務所 長告示第十一号で告示した 道路予定区域の一部供用開 始である。延長四八一・二〇 メートル</p>	<p>備 考</p>

# 告 示

## 埼玉県熊谷県土整備事務所長告示第二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和三年十一月十二日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県熊谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年十一月十二日

埼玉県熊谷県土整備事務所長 小 高 巖

一 道路の種類 県道

二 路線名 利根川自転車道線

三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
深谷市中瀬字向島一四九〇番三地从先から 同市中瀬字向島一五七一番地先まで		区 間
四・〇〇〇七・六〇	五・五〇〇五・五〇	敷地の幅員 (メートル)
三九〇・〇〇		延長 (メートル)
		備 考

## 告 示

### 埼玉県熊谷県土整備事務所長告示第三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和三年十一月十二日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県熊谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年十一月十二日

埼玉県熊谷県土整備事務所長 小 高 巖

利根川自転車道線	路線名
深谷市中瀬字向島一四九〇番二地先から 同市中瀬字向島一五七一番地先まで	供用開始の区間
令和三年十一月十二日	供用開始の期日
令和三年十一月十二日付け埼玉県熊谷県土整備事務所長 告示第二号で告示した道路予定区域の供用開始である。 延長三九〇・〇〇メートル	備考



## 告 示

### 埼玉県川越建築安全センター所長告示第三十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

令和三年十一月十二日

埼玉県川越建築安全センター所長 大島 勝

#### 一 許可番号

令和三年十月二十九日

指令川建セ第〇二〇二四一号

#### 二 検査済証番号

令和三年十一月九日

川建セ第〇三〇一五号

#### 三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡鳩山町大字熊井字天ヤヲネ七十八番一

#### 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県比企郡鳩山町大字熊井七十八番地三

黒坂 美代子